

船舶事故等調査報告書

平成24年9月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

| | | |
|-------------|---|---|
| 事故等番号 | 2012門第79号 | |
| 事故等種類 | 衝突（灯浮標） | |
| 発生日時 | 平成24年3月9日 11時50分ごろ | |
| 発生場所 | 大分県姫島村柱ヶ岳 ^{ほしらがだけ} 鼻南東方沖 伊予灘西航路第4号灯浮標 （概位 北緯33°42.5′ 東経131°44.7′） | |
| 事故等調査の経過 | 平成24年5月18日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。 | |
| 事実情報 | | |
| 船種船名、総トン数 | 砂利・石材運搬船兼貨物船 第三大栄丸 ^{だいえい} 、498トン | |
| 船舶番号、船舶所有者等 | 135177、大同産業株式会社 | |
| 乗組員等に関する情報 | 次席一等航海士、六級海技士（航海） | |
| 死傷者等 | なし | |
| 損傷 | 本船 右舷船首部の外板に凹損及びハンドレールに曲損 灯浮標 上部構造物損壊等 | |
| 事故等の経過 | <p>本船は、船長及び次席一等航海士ほか3人が乗り組み、姫島水道を伊予灘西航路第4号灯浮標（以下「本件灯浮標」という。）に向かう針路で自動操舵により東進中、単独で船橋当直中の次席一等航海士が、本船の前路を左方から右方に横切る態勢で南東進する大型船を認めた。</p> <p>次席一等航海士は、大型船の船尾方を通過することとし、レーダーを見て本件灯浮標を右舷船首方に見る針路として潮流によりわずかに右方に圧流されながら航行を続け、大型船が本船の前方を右方に通過するのを確認した。</p> <p>次席一等航海士は、大型船が前方を通過した際、周囲に船舶がいなかったことから安心して船橋内左舷後部の海図台に移動し、前方から目を離して潮汐表を見ながら来島海峡の潮汐を手帳に転記していたところ、平成24年3月9日11時50分ごろ本船の右舷船首部が本件灯浮標に衝突した。</p> | |
| 気象・海象 | <p>気象：天気 晴れ、風 なし</p> <p>海象：潮汐 下げ潮の中央期、潮流 南東流約0.6ノット</p> | |
| 分析 | 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析 | <p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、姫島水道を通過して伊予灘に差し掛かった際、単独で船橋当直中の次席一等航海士が見張りを行っていなかったことから、本件灯浮標に接近して航行し、本件灯浮標に衝突したものと考えられる。</p> |
| 原因 | 本事故は、本船が、姫島水道を通過して伊予灘に差し掛かった際、単独で船橋当直中の次席一等航海士が見張りを行っていなかったため、本件灯 | |

| | |
|----|---|
| | 浮標に衝突したことにより発生したものと考えられる。 |
| 参考 | 今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 船橋当直中は、操船に集中し、操船の妨げとなる他の作業を行わないこと。 |